栄養士法施行規則

目次 栄養士法施行規則を、次のように定める。

試験 (第十五条—第二十条) 養成施設 免許(第 (第八条-第十四条) 一条—第七条)

4

3

第四章 雑則(第二十条の二一第二十二条)

第一章

(免許の申請手続)

第一条 栄養士法施行令 (昭和二十八年政令第 項を記載しなければならない。 項の栄養士の免許の申請書には、次に掲げる事 百三十一号。以下「令」という。)第一条第 5

者については、その国籍) 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない

一 住所及び氏名

三 罰金以上の刑に処せられたことの有無並び には、その罪、刑及び刑の確定年月日 に罰金以上の刑に処せられたことがある場合

号。以下「法」という。)第一条の業務に関」、栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五 たことがある場合には、違反の事実及び年 びに業務に関する犯罪又は不正の行為を行つ し犯罪又は不正の行為を行つたことの有無並

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えな ればならない

三号)附則第五条第一項に規定する者である ことを証する書類 を修得した者又は栄養士法及び栄養改善法の て二年以上栄養士として必要な知識及び技能 法第二条第一項に規定する養成施設におい 部を改正する法律(昭和六十年法律第七十 2

のに限る。第四項第二号において同じ。)(出 条の四十五に規定する国籍等)を記載したも 別永住者については、住民基本台帳法第三十 例法(平成三年法律第七十一号)に定める特 国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特 留者及び日本国との平和条約に基づき日本の 百十九号)第十九条の三に規定する中長期在 管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三 入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写 一号)第七条第五号に掲げる事項(出入国 (住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八 2

> する書類の写し。第四項第二号において同 掲げる者については、旅券その他の身分を証

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えな 令第一条第二項の管理栄養士の免許の申請書 別記第一号様式によらなければならない。

を証する書類 十八号)附則第三条に規定する者であること の一部を改正する法律(平成十二年法律第三 ればならない。 管理栄養士国家試験の合格証又は栄養士法

戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の

ければならない。 は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらな 第三項の申請書には、登録免許税の領収書又

(名簿の登録事項)

養士名奪こき录←って『・・ 条第一号から第三号までに掲げる事項以外で栄 ・・・・・ ~号□3第一写集匹号の規定により、同 養士名簿に登録する事項は、次のとおりとす

栄養士試験に合格した年月) 栄養士の免許を受けた者については、同条の 第七十三号)附則第五条第一項の規定により 善法の一部を改正する法律(昭和六十年法律 養成施設卒業の年月(栄養士法及び栄養改

した場合には、その旨並びにその理由及び年二 栄養士免許証を書換え交付し、又は再交付

三 登録の抹消をした場合には、その旨並びに その理由及び年月日

養士名簿に登録する事項は、次のとおりとす 一号から第四号までに掲げる事項以外で管理栄 令第二条第二項第五号の規定により、同条第

二 登録の抹消をした場合には、 交付した場合には、 文付した場合には、その旨並びにその理由及管理栄養士免許証を書換え交付し、又は再 その旨並びに

その理由及び年月日

|第三条 法第四条第二項に規定する栄養士免許証 は、別記第三号様式によらなければならない。 は、別記第二号様式によらなければならない。 (免許証の様式) 法第四条第四項に規定する管理栄養士免許証

|第四条 令第三条第四項の申請書は、 様式によらなければならない (名簿の訂正の申請手続) 別記第四号

2

2

年度 名称、

氏名及び住所。以下同じ。) 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、

長の氏名及び住所

修業年限及び教育課程

学生又は生徒の数 学生又は生徒の定員及び同時に授業を行う

校地及び校舎の配置及び面積

九 機械、器具、標本、校舎の各室の用途、 模型及び図書の種類及、構造及び面積

実習施設として利用しようとする施設の名

設置者の資産状況及び経営の方法

2 前項の申請書には、

の額に相当する収入印紙をはらなければならな 前項の申請書には、手数料として九百五十円

(登録の抹消の申請手続)

第五条 令第四条第二項の申請書 様式によらなければならない。 (免許証の書換え交付申請) は、 別記第五号

第六条 令第五条第二項の申請に係る申請書は、 別記第四号様式によらなければならない。 十円の額に相当する収入印紙をはらなければな 前項の申請書には、手数料として二千三百五

(免許証の再交付申請)

らない。

2 第七条 令第六条第二項の申請に係る申請書は、 別記第六号様式によらなければならない。 前項の申請書には、手数料として三千三百円 額に相当する収入印紙をはらなければならな

第二章 養成施設

(養成施設の指定申請手続

指定を受けようとするときは、その設置者は、第八条 法第二条第一項の規定による養成施設の 請書を厚生労働大臣に提出しなければならな日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申 指定を受けようとする年度の前年度の九月三十

所在地及び指定を受けようとする

名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の

五四 教員の氏名、職名、担当科目及び専任又は

称及び所在地

十二 指定後二年間の財政計画及びこれに伴う 収支予算

ればならない 次に掲げる書類を添えな

> 寄附行為又は条例 設置者の履歴書(法人にあつては、 定款、

教員の履歴書

(養成施設の指定の基準) 校地及び校舎の配置図並びに校舎の平面図

第九条 令第十条第三号の規定による厚生労働省

令で定める基準は、次のとおりとする。 以外の施設にあつては別表第二に定めるもの う。以下同じ。) にあつては別表第一、それ 十二年法律第二十六号)第一条の学校をい 教育の内容は、学校(学校教育法(昭和二

一 長は、養成施設の管理の適任者で、栄養士 こと の養成に適当であると認められるものである 以上であること

別表第一に掲げる教育内容を担当する専任の担当するのに適当な数の教員を有し、かつ、 第八号までにおいて同じ。) の数は、学校以 外の施設にあつては九人以上であること。 教員(助手を除く。以下次号及び第六号から 別表第一又は別表第二に掲げる教育内容を

教員及び給食の運営を担当する教員について は、それぞれ一人以上が専任であること。 健康を担当する教員、栄養の指導を担当する 品と衛生のいずれかを担当する教員、栄養と 社会生活と健康、人体の構造と機能又は食

Ŧi. の助手の数は、三人以上であり、そのうち二 人以上は管理栄養士であること。 別表第一に掲げる教育内容を担当する専任

七 人体の構造と機能を担当する教員のうち一 年以上、その担当する教育内容に関し教育研 程」という。)を修了した場合を含む。)後五期課程(第九号において「専門職大学前期課 旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一 の能力があると認められる者であること。 認められる者又は特殊な分野について教育上 もの若しくはこれと同等以上の能力があると 究若しくは実地指導に従事した経験を有する 等を卒業した(同法に基づく専門職大学の う。) において修めた者であつて、当該大学 号)に基づく専門学校(以下「大学等」とい 勅令第三百八十八号)に基づく大学若しくは 校教育法に基づく大学、旧大学令(大正七年 は、その担当する教育内容に関する科目を学 別表第一に掲げる教育内容を担当する教員 前

養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を 有する者であること。 の教員のうち、それぞれ一人以上は、管理栄 栄養の指導及び給食の運営を担当する専任

修めて専門職大学前期課程を修了した者を含 関する科目を修めて卒業した者(当該科目を められる者であること。 む。)又はこれと同等以上の能力があると認 別表第一に掲げる教育内容を担当する助手 大学等においてその担当する教育内容に

は、この限りでない。 慮して、教育効果を十分にあげられる場合 おむね四十人であること。ただし、授業の方- 同時に授業を行う学生又は生徒の数は、お 法及び施設、設備その他教育上の諸条件を考 教育上必要な専用の講義室、研究室、実

十二 前号の施設の数は、学生又は生徒の数: 験室及び実習室並びに給食実習室(実習食堂 を備えるものに限る。)を有すること。

十三 更衣室、 教員の数及び教育課程に応じ、必要な数以上 すること。 であること。 図書室、医務室及び運動場を有

十四 施設の配置及び構造は、第十二号に定め 上適切なものであること。 るもののほか、教育上、保健衛生上及び管理

十五 教育上必要な機械、器具、標本及び模型 を有すること。

十六 給食実習室(実習食堂を備えるものに限 十七 別表第一に掲げる教育内容に関する二千 冊以上の図書及び五種以上の学術雑誌が備え る。) には、別表第三に掲げる機械及び器具 が教育上必要な数以上備えられていること。 られていること。

給食の運営の実習施設として利用できるこ 当該指定に係る施設以外の適当な施設を

(管理栄養士養成施設の指定申請手続) 経営の方法が適切かつ確実であること

定を受けようとする年度の前年度の九月三十日産を受けようとするときは、その設置者は、指定を受けようとするときは、その設置者は、指第十条 法第五条の三第四号の規定による管理栄 げる事項を記載した申請書に、同条第二項第一 から第六号まで及び第八号から第十号までに掲 までに、第八条第一項第一号、第二号、第四号 第三号及び第四号に掲げる書類を添えて、

これを厚生労働大臣に提出しなければならな

第十一条 令第十一条の規定による主務省令で定 める基準は、第九条第六号、第九号、第十号及 び第十三号に規定するもののほか、次のとおり

教育の内容は、別表第四に定めるもの以上

担当する専任の教員の数は十人以上であるこ礎分野及び専門分野の項に掲げる教育内容を 以上であり、並びにそのうち別表第四専門基入学定員に応じそれぞれ別表第五に定める数 除く。以下この号、次号、第四号、第六号及 び第七号において同じ。) の数は養成施設の げる教育内容を担当する専任の教員(助手を 適当な数の教員を有し、かつ、別表第四に掲 別表第四に掲げる教育内容を担当するのに

三 別表第四専門基礎分野の項に掲げる教育内 機能及び疾病の成り立ちを担当する者である任であり、そのうち一人以上は人体の構造と 容を担当する教員については、三人以上が専 ر ح

兀 当する教員については、それぞれ一人以上が栄養学及び給食経営管理論の各教育内容を担 専任であること。 育内容並びに栄養教育論、臨床栄養学、公衆 基礎栄養学又は応用栄養学のいずれかの教

Ŧī. る教育内容を担当する者であり、かつ、管理 うち三人以上は別表第四専門分野の項に掲げ 栄養士であること。

当する専任の教員のうち一人以上は、医師で あること。 栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び

養実習室及び給食経営管理実習室(実習食堂 室及び実習室並びに栄養教育実習室、臨床栄 教育上必要な専用の講義室、研究室、実験

に教育課程に応じ、 を備えるものに限る。)を有すること。 前号の施設の数は、生徒及び教員の数並び 必要な数以上であるこ

(管理栄養士養成施設の指定の基準)

専任の助手の数は、五人以上であり、その

六 人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担

ち、それぞれ一人以上は、管理栄養士又は管給食経営管理論を担当する専任の教員のう 理栄養士と同等の知識及び経験を有する者で

有すること 教育上必要な機械、

もののほか教育上、保健衛生上及び管理上 切なものであること。 施設の配置及び構造は、第九号に定める

十三 別表第四専門基礎分野及び専門分野の項 び模型が教育上必要な数以上備えられている ぞれ同表の下欄に掲げる機械、器具、標本及 に掲げる教育内容に関する五千冊以上の図書

第十六条 法第五条の三第一号から第三号までの

(施設の指定)

給食経営管理論

栄養教育論

応用栄養学

臨床栄養学

公衆栄養学

基礎栄養学

食べ物と健

規定による厚生労働省令で定める施設は、

とおりとする。

二 食品の製造、

加工、調理又は販売を業とす

定多数人に対して継続的に食事を供給する

寄宿舎、学校、病院等の施設であつて、

特

る営業の施設

十四 当該指定に係る施設以外の適当な施設を の臨地実習施設として利用できること。臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論

第十二条 令第十二条第一項の規定による指定養 四条において同じ。)の設置者であつて、令第 を受けた学校であるものを除く。次条及び第十 ばならない。 記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなけれ 同時に授業を行う学生若しくは生徒の数を変更 又は修業年限を変更しようとする場合は変更し けようとするものは、学生若しくは生徒の定員 成施設(法第五条の三第四号の規定による指定 しようとする日の二月前までに、変更の内容を ようとする年度の前年度の九月三十日までに、 十二条第一項の規定による内容変更の承認を受 (内容変更の承認) しくは履修方法を変更しようとする場合は変更 しようとする場合又は教育内容ごとの単位数若

第十三条 指定養成施設の設置者に係る令第十四 (変更の届出)

条の主務省令で定める事項は、第八条第一項第 (報告の請求及び指示) 号又は第二号に掲げる事項とする。

第十四条 厚生労働大臣は、必要があると認める ときは、指定養成施設の設置者に対して、 な報告を求めることができる。 必要

2 施設の構造設備その他の内容が適当でないと認 指示をすることができる。 めるときは、当該施設の設置者に対して必要な 厚生労働大臣は、指定養成施設の教育課程、

(試験科目)

第十五条 管理栄養士国家試験の科目は、 おりとする 次の

器具、 標本及び模型を

社会・環境と健

人体の構造と機能及び疾病の成り立ち

別表第六の上欄に掲げる施設には、それ

及び二十種以上の学術雑誌が備えられている

第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連

な提供の推進に関する法律(平成十八年法律

携型認定こども園

学前の子どもに関する教育、保育等の総合的 三十四条第一項に規定する各種学校並びに就 百二十四条に規定する専修学校及び同法第百

学校教育法第一条に規定する学校、同法第

栄養に関する事務を所掌する行政機関 栄養に関する研究施設及び保健所その

五 前各号に掲げる施設のほか、栄養に関する 行われる施設 知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が

(試験施行期日等の公告)

第十七条 管理栄養士国家試験を施行する期 び場所並びに受験願書の提出期限は、 め、官報で公告する。 あらかじ 月及

(受験の申請)

第十八条 管理栄養士国家試験を受けようとする 掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提 者は、別記第七号様式による受験願書に、次に 出しなければならない。

二 写真(縦六センチメートル、横四センチメ 影した上半身像であつて、その裏面に撮影年 第四項に該当する者であることを証する書類 の一部を改正する法律附則第五条第三項又は 月日及び氏名を記載したものとする。) 法第五条の三各号のいずれか又は栄養士法 トルとし、出願前六月以内に脱帽正面で撮

3 しなければならない。 前項の者は、手数料として六千八百円を納付

料の額に相当する収入印紙をはらなければなら第一項の受験顧書には、前項に規定する手数 (合格証書の交付)

第十九条 管理栄養士国家試験に合格した者に (合格証書の再交付) 別記第八号様式による合格証書を交付す

第二十条 合格証書を失い、又はき損したとき を使用する者にあつては、二千八百円)を納付の規定により同項に規定する電子情報処理組織 (平成十四年法律第百五十一号) 第六条第一項信技術を活用した行政の推進等に関する法律 る者は、手数料として二千八百五十円(情報通 合格証書の再交付を申請することができる。 前項の規定により合格証書の再交付を申請す 別記第九号様式による申請書を提出して、

. 額に相当する収入印紙をはらなければならな第一項の申請書には、前項に規定する手数料

しなければならない。

権限の委任 第四章

第二十条の二 法第六条の四第一項及び令第二十 行うことを妨げない。 し、厚生労働大臣が第五号に掲げる権限を自ら 大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただ 一条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働 2

法第二条第一項に規定する権限

法第五条の三第四号に規定する権限 令第十二条第一項に規定する権限

令第十三条から第十五条までに規定する

令第十六条に規定する権限権限

生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が 当該権限を自ら行うことを妨げない。 の規定により、前項に規定する権限は、地方厚 法第六条の四第二項及び令第二十一条第二項

地方厚生局長に委任する。 第十四条に規定する厚生労働大臣の権限は

地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げ権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、 前項の規定により地方厚生局長に委任された

(電磁的記録媒体による手続)

第二十一条 次の各号に掲げる書類の提出につい ては、これらの書類に記載すべき事項を記録し

> た電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、 を記載した書類を提出することによつて行うこ 住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日 て同じ。)並びに申請者又は届出者の氏名及びをいう。)に係る記録媒体をいう。次項におい 電子計算機による情報処理の用に供されるもの ことができない方式で作られる記録であつて、 磁気的方式その他人の知覚によつては認識する とができる。

第一条第一項に規定する申請書

二 第一条第三項に規定する別記第一号様式に よる申請書

三 第四条第一 よる申請書 項に規定する別記第四号様式に

第五条に規定する別記第五号様式による申

兀

よる申請書 第六条第一項に規定する別記第四号様式に

Ŧi.

第七条第一項に規定する別記第六号様式に

t よる申請書

二項各号に掲げる書類 第八条第一項に規定する申請書及び同条第

第十二条に規定する申請書

による申請書 第二十条第一項に規定する別記第九号様式

は、次の各号に掲げる電磁的記録媒体及び書類 項及び第六条第一項の規定による申請について を提出することによつて行うことができる。 令第三条第一項、第四条第一項、第五条第一

当該申請に係る事項を記録した電磁的記録

びその年月日を記載した書類 申請者の氏名及び住所並びに申請の趣旨及

三 次の表の上欄に掲げる規定による申請にあ つては、同表の下欄に掲げる書類

2

	士免許証		
	破り、又は汚した栄養	令第六条第一項	
6	栄養士免許証	令第五条第一項	
	栄養士免許証	令第四条第一項	
	証する書類		
	申請の原因たる事実を	令第三条第一項	

(電磁的記録媒体に貼り付ける書面)

|第二十二条 前条の電磁的記録媒体には、 げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付 けなければならない。 申請者又は届出者の氏名 申請年月日又は届出年月日 次に掲

附

この省令は、 公布の日から、 これを施行す

令第五七号) 則 (昭和二三年一二月一七日厚生省

この省令は、公布の日から施行する。 一五号) 則 (昭和二七年五月九日厚生省令第

この省令は、公布の日から施行する。 第五四号) (昭和二八年一○月九日厚生省令

八年九月一日から適用する。 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十

第二二号) (昭和三四年八月一〇日厚生省令

(施行期日)

(経過規定) この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前にした指定の申請は、この 省令による改正後の第七条の規定によつてした ものとみなす。

5 この省令施行の際、引き続き五箇月以上、 学、食品学、調理又は栄養指導を教授している 働大臣の指定する講習会を修了したときは、当 六号の規定に該当しない者であつても、厚生労 教員は、この省令による改正後の第八条の二第 に存する指定を受けた養成施設において栄養 分の間、この省令施行の際教授している科目の 教員となる資格を有するものとみなす。 現

第二四号) (昭和三八年五月二九日厚生省令

(施行期日)

(経過規定) この省令は、公布の日から施行する。

正後の第八条の二第三号(専任の教員の数に関 では、栄養士法施行規則の一部を改正する省令 に限る。)の規定は昭和四十年三月三十一日ま 第十三号(食品加工実習室の面積に関する部分 項第一号の規定による指定を受けた養成施設に よる栄養士免許証又は合格証書とみなす。 は合格証書は、この省令による改正後の様式に 省令による改正前の様式による栄養士免許証又 ついては、この省令による改正後の第八条の二 (昭和六十一年厚生省令第五十五号) による改 この省令の施行の際現に存する法第二条第一 この省令の施行の際現に交付されているこの

> の規定は当分の間、適用しない。 三年三月三十一日までは、同条第十号ル及びヲ に限る。)、第五号及び第八号の規定は昭和六十 外国語科目についての専任の教員に関する部分

第四号に掲げる施設のほか、次のとおりとす による厚生省令で定める施設は、第十二条の四正法」という。) 附則第二項及び第三項の規定 栄養士法等の一部を改正する法律(以下「改

施設 八号)第九条の二第一項に規定する集団給食 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十

更正施設であつて、主として同法別表第五号 号)第三十七条第一項に規定する乳児院、 に掲げる障害のある者を入所させるもの 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百 法第四十三条の二に規定する虚弱児施設及び ラ)第三十七条第一項に規定する乳児院、同児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四/ (十三号) 第二十九条に規定する身体障害者

養成施設 法第二条第一項の規定による指定を受けた

改正法附則第二項の規定により免除する科目

10 は、食品学、食品衛生学及び調理とする。 理栄養士試験を免除するものとする。 理栄養士としての適格性を有すると認めるもの については、改正法附則第四項の規定により管 次の各号に掲げる者であつて、厚生大臣が管

導員として十年以上勤務した者 栄養改善法第九条第一項に規定する栄養指

二 栄養改善法第九条の二第二項に規定する集 としての業務に従事した者 団給食施設において、十年以上、給食管理者

三 附則第八項に規定する施設において、前各 号に掲げる業務と同等以上に複雑又は困難で た者 あると認められる栄養の指導の業務に従事し

四附号訓 則 抄 (昭和四一年三月二日厚生省令第

(施行期日)

1

この省令は、公布の日から施行する。

第二四号) 則 (昭和四二年七月二六日厚生省令

この省令は、 昭和四十二年八月一日から施

附 第二三号) 、昭和四六年六月二九日厚生省令

この省令は、 公布の日から施行する

する部分に限る。)、第四号(一般教育科目及び

# (昭和四八年四月一一日厚生省令

1 の改正規定は、昭和四十九年四月一日から施行 この省令は、公布の日から施行する。 第十三条第一項第二号及び第十四条第二項

2 この省令の施行の際、現に、法第二条第一項 別表第四若しくは別表第七の規定にかかわら いては、この省令による改正後の別表第一又は養成に係る必修科目の単位数及び履修方法につ和四十八年度に新たに入所した学生又は生徒の (学校を除く。) に入所中の学生又は生徒及び昭四第三号の規定による指定を受けた養成施設 第一号又は第五条の二第二号若しくは第五条の なお従前の例によることができる。 3

免許証とみなす。 は、この省令による改正後の様式による栄養士 省令による改正前の様式による栄養士免許証この省令の施行の際現に交付されているこの

## 第六号) (昭和五一年三月一六日厚生省令

する。 この省令は、 附 〈昭和五三年三月一〇日厚生省令 昭和五十一年四月一日から施行

する。 この省令は、 第七号) 昭和五十三年四月一日から施行 6

#### 第九号) 附 則 昭和五六年二月二六日厚生省令

この省令は、 昭和五九年二月二四日厚生省令 昭和五十六年四月一日から施行

### この省令は、 第五号) 昭和五十九年四月一日から施行

則 (昭和五九年三月三一日厚生省令

#### この省令は、 第二〇号) 昭和五十九年四月一日から施行

する。

附

(昭和六一年五月七日厚生省令第

この省令は、 三四号) 昭和六十一年八月一日から施行

#### 令第五五号) 則 (昭和六一年一二月一〇日厚生省 抄

を改正する法律 (施行期日) この省令は、栄養士法及び栄養改善法の一部 (昭和六十年法律第七十三号。

> 以下「改正法」という。)の施行の 十二年四月一日)から施行する。 日 (昭和六

2 管理栄養士の登録を受けようとする場合につい て準用する。 六条第二項に規定する者が、同項の規定により 改正後の第六条の二の規定は、改正法附則第

第一号の規定による指定を受けた養成施設につ十五号。以下「旧法」という。)第二条第一項 は、昭和六十七年三月三十一日までの間は適用 改正前の栄養士法(昭和二十二年法律第二百四 しない。 いては、改正後の第八条の二第七号の二の規定 この省令の施行の際現に存する改正法による

4 この省令の施行の際現に存する旧法第二条第 及び改正法附則第八条に規定する養成施設に係 標本については、改正後の別表第二、別表第三る教員の資格並びに備えるべき機械、器具及び 年三月三十一日までの間は、なお従前の例によ 及び別表第六の規定にかかわらず、昭和六十三 ることができる。 一項第一号の規定による指定を受けた養成施設

5 百円を納付しなければならない。 験を受けようとする者は、手数料として七千九 改正法附則第五条第二項に規定する栄養士試

する。 法第五条の三の規定による管理栄養士試験の合 十号様式の規定は、なおその効力を有する。こ 格者については、改正前の第十六条及び別記第 例により行われる栄養士試験を含む。)又は旧 「千六百円」とあるのは、「二千七百五十円」と の場合において、改正前の第十六条第二項中 (改正法附則第五条第二項の規定により従前の 旧法第二条第四項の規定による栄養士試験

8 7 理栄養士国家試験を受けようとする場合につい 条第一項に規定する者が、同項の規定により管 て準用する。 改正後の第十三条の規定は、改正法附則第七

食

品

衛

三単

位.

講義又は演習二単

又は実習一単位位以上及び実験

上

健

康

上単 上

位

講義又は演習

論 理

公 生学

衆

兀

単

位

講義又は演習

生学とする。 る試験科目は、食品学、 改正法附則第七条第三項の規定により免除す 食品加工学及び食品衛

9 六十一年政令第二百六十号)附則第三項第二号 第八条の二第七号の二の規定は昭和六十七年三 のほか、次のとおりとする。ただし、改正後の の規定による厚生省令で定める基準は、改正後 の第八条の二第六号から第九号に規定するもの 栄養士法施行令の一部を改正する政令(昭和

> 月三十一日までの間は適用しない 号に規定する基準によることがで での間は改正前の別表第二及び第 定にかかわらず、昭和六十三年三 については、改正後の別表第二及 員の資格並びに備えるべき機械、

よる。 部省令第二十八号)第二十六条の規定の例 計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年 に掲げるとおりであること。ただし、単位 必修科目の単位数及び履修方法は

専門 必修 目 目 ちの科 目 育 目 育 般 剖 生 科 単位数 兀 十わ科関分自目す野会目す野文 八た目す野然及るにの、るにの 単りにるにのび科関分社科関分 位以上 上単 上単 上単 一位以 位 位 又は実習二単位 位以上及び実験 理型四単 履修方法 講義又は演習 講義一単位又は 講義又は演習 単位以上及び実 単位以上 技二単位又は

刀法は、次の表	できる。	男八条の七第十	三月三十一日ま		器具及び標本	いものとし、教	
		生化学		病理学	理学	運動生	
	上	六単位以	上	二単位以	上	一単位以	
又は実習二単位	位以上及び実験	講義又は演習四単		講義又は演習		講義又は演習	

				に文	の表十	ま規本教
臨床業	栄 導 論 指	栄養学	食 工品 学 加	食品学	生 化 学	病 運 理 動 学 生
五単位以	六 上 単 位 以	六 上 単 位 以	三 上 草 位 以	八 上 位 以	六 上 位 以	二 上 単 上 位 位 以 以
講義又は演習三単	以上とは実習二単位以上及び実験で以上をび実験	以又位義	は と は と は 実習 一単位 以上及び 実験		以上 位以上及び実験 位以上及び実験	講義又は演習

	公番		<b>栄</b> 第	**   食 **   食 **   工品 **   学
理 食 養学	衆 栄	前冊	養指	養 工 <sub>品</sub> 学 学 加
四 上 単   上 位 以	五 単 上 位 以	単 上	単 上 位 位	六 三 単 上 単 立 位 以
位以上及び実験 は実習二単位 以上 で以上及び実験 が で以上及び実験	講	講義又は演習三 以上 ヌは実習二単 以上及び実	講義又は演習四以上及び実	<ul><li>「講義又は演習工単位以上及び実験」</li><li>「以上」</li><li>「以上」</li><li>「以上」</li><li>「以上」</li><li>「関盟」</li><li>「関盟」</li><li>「関盟」</li><li>「関盟」</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li><li>「対し、</li></ul>

		上		論
講義又は演習	位 以	単	_	食生活
		上		済
講義又は演習	位以	単	_	食料経
は実習三単				
£		上		
又は演習二	位以	単	Ŧī.	調理学

じ。)の数は、十二人以上であること。 の教員(助手を除く。以下次号において同な数であり、かつ、必修科目を担当する専任 各科目については、それぞれ一人以上の教員 が、専任であること。 のいずれかの科目、栄養指導論及び調理学のいずれかの科目、食品衛生学又は公衆衛生学 のいずれかの科目、栄養学又は臨床栄養学の 一般教育科目については、三人以上の教員 教員の数は、必修科目を担当するのに適当 外国語科目並びに食品学又は食品加工学

係るものであること。 指導論、臨床栄養学、給食管理又は調理学に 栄養学、給食管理又は調理学に係る専任の助 人以上が食品学、食品加工学、栄養学、栄養 手の数が四人以上であり、かつ、そのうち三 学、栄養学、栄養指導論、臨床栄養学、公衆 解剖生理学、生化学、食品学、食品加工

五 改正後の第八条の二第十号(ロ及びへを除 く。) に掲げる施設のほか、次に掲げる施設 を有すること。

演習室

生理学実験室

理化学実験室

食品学研究室又は食品加工学研究室 栄養学研究室又は臨床栄養学研究室

栄養指導論研究室

六 改正後の第八条の二第十号イ及びハからホ まで並びに前号に掲げる施設の数は、生徒及 調理学研究室 食品衛生学研究室又は公衆衛生学研究室

条の二第十二号に規定する面積以上であるこ 以上であること。 び教員の数並びに教育課程に応じ、必要な数 講義室及び演習室の面積は、改正後の第八

習室、調理実習室及び集団給食実習室の面積 生理学実験室、 九十九・一七平方メートル以上であり 理化学実験室、食品加工実

> 行う生徒の数を乗じて得た面積以上であるこ かつ、一・九八平方メートルに同時に授業を

切なものであること。 施設の配置及び構造は、前三号に定めるも のほか、教育上、保健衛生上及び管理上適

育上必要な数以上備えられていること。 同表の下欄に掲げる機械、器具及び標本が教 次の表の上欄に掲げる施設には、それぞれ

生 演習室 室実理 電子計算機、カメラ、幻灯機、 生理学実験用具、 恒温器、顕微鏡、電気冷蔵庫 ガス代謝測定装置、滅菌装置 具、解剖用具、人体計測器、 映写機及びテープレコーダー 及び流し 人体模型、 組織標本、実験台 微生物実験用

理 室 実 化 理化学実験用具、 薬品戸棚及び器具戸棚 ドラフト装置、実験台、 分離機、ロータリーポンプ、定量装置、電気冷蔵庫、遠心 蛍光光度計、化学天びん、天 採取器、電気炉、光電光度計、 電気恒温槽、純水又は蒸留水 びん台、窒素定量装置、脂肪 電気乾燥機、 流し、

食 習工品 室<u>実</u>加 調理 習室 調理実習用具、電気冷蔵庫、 食品加工実習用具、食用微生物 食器戸棚、硬度計、 保健食模型、調理台、流し、 ゆう房レンジ、離乳期食模型 分離機、 実習用具、減圧乾燥機、遠心 及び流し 電気冷蔵庫、実習台 粘度計及

集 食団 実 更衣室 習室 ロツカー 給食実習用具、運搬用具、総合 料理质台、 冷蔵庫、ちゆう房レンジ、調 食器消毒機、ミキサー、電気 物器、揚物器、食器洗浄機、 調理機、炊飯器、煮炊器、焼 び熱電対 流し、食器戸棚及び材 1

が備えられ、 る三千冊以上の図書及び十種以上の学術雑誌 第一号の表に掲げる専門教育科目に関す かつ、そのうち二千冊以上の図

第一に掲げる専門教育科目に関するものであ書及び五種以上の学術雑誌が、改正後の別表 ること。

学、公衆栄養学及び給食管理の実習施設とし て利用できること。 養成施設以外の適当な施設を臨床栄養

10 正後の第十三条の二第一項各号に掲げる科目と 四項の規定に基づく学科試験の試験科目は、改発・業士法施行令の一部を改正する政令附則第 試験科目は、栄養指導論とする。 し、同令附則第四項の規定に基づく実地試験の

## 則 (昭和六二年三月二三日厚生省令

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行

## 一〇号) (平成元年三月二四日厚生省令第

2 この省令の施行の際この省令による改正前の れている書類は、この省令による改正後の様式 様式(以下「旧様式」という。)により使用さ によるものとみなす。 この省令は、公布の日から施行する。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわ 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用 らず、この省令により改正された規定であって ものについては、当分の間、なお従前の例によ 改正後の様式により記載することが適当でない って使用することができる。 紙及び板については、当分の間、これを取り繕

#### 号附 則 (平成三年二月七日厚生省令第四

る。

る。 この省令は、平成三年四月一日から施行す

#### 六号) 附 則 (平成三年二月二七日厚生省令第

この省令は、 平成三年四月一日から施行す

則

(平成四年九月二日厚生省令第五

日から施行する。 し、第四号様式の改正規定は、平成五年四月 この省令は、公布の日から施行する。ただ 号)

る。

2 平成五年四月一日において現に交付されてい るこの省令による改正前の様式による管理栄養 る管理栄養士登録証とみなす 士登録証は、この省令による改正後の様式によ

#### 六号) 附 則 (平成六年二月二八日厚生省令第

る。 この省令は、平成六年四月一日から施行す

| 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による 間、これを使用することができる。 改正前の様式による用紙については、当分の

## 七号) 附 則 (平成六年三月一四日厚生省令第

この省令は、平成六年四月一日から施行す

## 第七七号) 則 (平成六年一二月一四日厚生省令

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 七年四月一日から施行する。

第二条 第六条の規定の施行の際現に健康保険法 施行令等の一部を改正する政令(平成六年政令 とみなす。 政令第二百三十一号)第五条第一項又は第三項 第三百八十九号。以下「改正政令」という。) 規則第九条第三項の規定による届出を行った者 は、第六条の規定による改正後の栄養士法施行 (栄養士法施行規則の一部改正に伴う経過措置) の規定による変更の承認の申請を行っている者 による改正前の栄養士法施行令(昭和二十八年

#### 附 号 則 (平成九年二月三日厚生省令第六

この省令は、 平成九年四月一日から施行す

#### 第三号) 附 (平成一一年一月一一日厚生省令

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による この省令は、公布の日から施行する。

改正前の様式による用紙については、当分の これを取り繕って使用することができる。 則 (平成一一年三月一六日厚生省令

この省令は、平成十一年十月一日から施行す 第二一号)

## 令第九九号) 則 (平成一一年一二月二八日厚生省

る。 (施行期日) この省令は、平成十二年四 月一日から施行す

1

#### 第二四号 則 (平成一二年三月一四日厚生省令 4

る。 この省令は、平成十二年四月一日から施行す

## 令第一二七号) (平成一二年一〇月二〇日厚生省

(施行期日)

成十三年一月六日)から施行する。 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 (様式に関する経過措置) この省令は、内閣法の一部を改正する法律 伞 5

改正前の様式(次項において「旧様式」といこの省令の施行の際現にあるこの省令による この省令の施行の際現にある旧様式による用 による改正後の様式によるものとみなす。 う。) により使用されている書類は、この省令

### 用することができる。 紙については、当分の間、これを取り繕って使 (平成一三年七月一三日厚生労働

公布の日から施行する。 行する。ただし、第一条第二号の改正規定は、 律の施行の日(平成十三年七月十六日)から施 化等を図るための医師法等の一部を改正する法この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正

## 令第一八六号) (平成一三年九月五日厚生労働省

(施行期日)

第一条 この省令は、 行する。 平成十四年四月一日から施

第二条 この省令の施行の際現に交付されている 免許証とみなす。 正後の様式による栄養士免許証又は管理栄養士 証又は管理栄養士登録証は、この省令による改 この省令による改正前の様式による栄養士免許 3

2 この省令の施行の際現に法第二条第一項に規 正後の第九条第一号の規定にかかわらず、なお係る教育の内容については、この省令による改 従前の例によることができる。 定する養成施設に入所している学生又は生徒に

3 省令による改正後の第十一条第一号の規定にか 生又は生徒に係る教育の内容については、この 則第四条に規定する養成施設に入所している学 項及び第七項において「改正法」という。) 附 正する法律(平成十二年法律第三十八号。第六この省令の施行の際現に栄養士法の一部を改 かわらず、なお従前の例によることができる る。

第九号まで及び第十一号から第十七号までの規 備えるべき機械、器具、標本及び模型について の間は、なお従前の例によることができる。 定にかかわらず、平成十五年三月三十一日まで は、この省令による改正後の第九条第三号から り指定されている養成施設の教員の資格並びに この省令の施行の際現に法第二条第一項によ 施行する。

ず、平成十六年三月三十一日までの間は、なお 模型については、この省令による改正後の第十 の資格並びに備えるべき機械、器具、標本及び り指定されている養成施設における同時に授業 ける場合又は受けた後は、この限りではない。 ず、なお従前の例によることができる。ただ を行う学生又は生徒の数については、この省令 一条第二号から第十三号までの規定にかかわら し、学生又は生徒の定員の変更に係る承認を受 による改正後の第九条第十号の規定にかかわら 改正法附則第四条に規定する養成施設の教員 この省令の施行の際現に法第二条第一項によ

後の第十八条及び第十九条の規定を適用せず、養士国家試験については、この省令による改正 従前の規定を適用する。 従前の例によることができる。 改正法附則第五条第二項の規定による管理栄

#### 省令第一五五号) 附 (平成一四年一二月二日厚生労働

(施行期日)

(経過措置) この省令は、 公布の日から施行する。

1

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による う。) により使用されている書類は、この省令 による改正後の様式によるものとみなす。 改正前の様式(次項において「旧様式」とい 2

用することができる。 紙については、当分の間、これを取り繕って使この省令の施行の際現にある旧様式による用

#### 省令第四七号》 則 (平成一六年三月二六日厚生労働

行する この省令は、平成十六年三月二十九日から施

#### 附 令第七八号) 則 (平成一七年四月一日厚生労働省

この省令は、公布の日から施行する。 省令第四〇号) 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働

この省令は、平成十九年四月一日から施行す

## 働省令第一五二号) (平成一九年一二月二五日厚生労

この省令は、平成十九年十二月二十六日から

## 省令第八三号) (平成二一年三月三一日厚生労働

この省令は、平成二十一年四月一日から施行

省令第九七号) (平成二四年六月二九日厚生労働

第一条 この省令は、平成二十四年七月九日から 施行する。 (施行期日)

省令第七三号) 則 (平成二七年三月三一日厚生労働

(施行期日)

日 この省令は、子ども・子育て支援法の施行の (平成二十七年四月一日) から施行する。 附 則 省令第一五号) (平成三〇年二月一六日厚生労働

この省令は、平成三十一年四月一日から施行

第 附 一 号 則 (令和元年五月七日厚生労働省令 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 (経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令 う。) により使用されている書類は、この省令 で定める様式(次項において「旧様式」とい よるものとみなす。 による改正後のそれぞれの省令で定める様式に

附 則 (令和元年六月二繕って使用することができる。 と認められる範囲内で、当分の間、これを取り1 旧様式による用紙については、合理的に必要

令第二〇号) (令和元年六月二八日厚生労働省 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を から施行する。 改正する法律の施行の日(令和元年七月 一月)

(様式に関する経過措置)

紙については、当分の間、これを取り繕って使2 この省令の施行の際現にある旧様式による用 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令に 用することができる。 令による改正後の様式によるものとみなす。いう。) により使用されている書類は、この省 よる改正前の様式(次項において「旧様式」と

#### 令第五〇号) 則 (令和元年九月二四日厚生労働省

(施行期日)

第一条 この省令は、 する。 令和三年一 月一日から施行

(経過措置)

2 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令に 紙については、当分の間、これを取り繕って使この省令の施行の際現にある旧様式による用 令による改正後の様式によるものとみなす。 よる改正前の様式(次項において「旧様式」と いう。)により使用されている書類は、この省

省令第八〇号) 則 (令和元年一二月一三日厚生労働

用することができる。

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による 法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 手続等における情報通信の技術の利用に関する 行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政 行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに 十六号)の施行の日(令和元年十二月十六日) から施行する。

#### 省令第二〇八号) 則 (令和二年一二月二五日厚生労働

(施行期日)

第一条 この省令は、 (経過措置) 公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令に 令による改正後の様式によるものとみなす。 よる改正前の様式(次項において「旧様式」と いう。)により使用されている書類は、この

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用 用することができる。 紙については、当分の間、 これを取り繕って使

令第一四二号) (令和四年九月三〇日厚生労働省

この省令は、令和四年十月一日から施行す

第一七号) 則 (令和五年三月六日厚生労働省令

(施行期日)

第一条 この省令は、 (経過措置) 公布の日から施行する。

|第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令に よる改正前の様式(次項において「旧様式」と

	-	-	-						
		11	汝	<u></u>		_		Ī	任任
	三百人	二百人							<b>永建本育</b>
			五					——————————————————————————————————————	<b>卜</b> 国吾
	る。 	のとす	実	寅実験又は実	は			学 =	自然記
	給食の運営に係る校外	、給食の	臨地実習	五五		教育内容		学 —	生会科学
	教育内容ごとに一単位以上行う。	とに一、	は実習は、教育内		_	別表第四(第十	-	<u>.</u>	7
	専門分野の教育内容の実験又	分野の数	臨地実習以外の	四四	及び配食用機器	配膳及		学	基 遾 分人文科学
	ことができる。	代える	ついての単位をもつて代えることができる。			流し			
	万野の教育内容に	び専門公	数は、専門基礎分野及		蔵庫	電気冷	習	習	
	て定められた単位	において	基礎分野の教育内容において定められた単位		具	理用	義又は演実験又は実	講	
		0	実技によるものとする。		•	調理台	単位数	単	教育内容
	刀法は、講義及び	の履修士	基礎分野の保健体育の履修方法は、		器	調理機		第九条関係)	別表第二(第
		ものと	十時間」と読み替えるものとする。		机	食器戸棚		以上行う。	ぞれ一単位以上行う。
	ね十五時間」とあるのは 二三	五時間」	の」と、一おおむね十二		(温味)	食器洗	学内実習及び校外実習をそれ	営は、学内宝	三給食の運営は、
	☞ 実習又は実技	1	に規定する」とあるの	ンヒニータ	2号記せなが肖春月後号の2番食計画及で実務のための12	<b>经</b> 经 会 言	上行う。		. 14
	R:	19年三年	二見三一の「こののは「三食、三胃とは三皮質力法については、同項中「第二十五条第一項	,° 1.	)	合食十	、これにルー氏では、正言で、実験又は実習、栄養と健康及び栄養の指導の実験又は実習		
	まに係る単位の 計画	見っ 長男	第万式このいては、別項ロ「第二一によ第一項等限」 実習 医ぼ実技による授業に係る単位の記		(尹务] (伊)			と読み替えるものとする	- L きまれる
	受参に係っ負えの十一	こうえき	第二項の規定の例にしる		10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10.	一見第三(第	)。これに「三十時間」	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ーままされ
	り 易ながら ついてい 世界学 ダーニー ラー	る。二	育二頁の見官の列こに 単位の書箏フ港に	7 S S 1 2 3 4	以上子う。	だ	「1111年	「記号間」(	「おおいる」とまる
	大学设置基準第二十一条	大学安置	単立の計算方去は、		給食の運営は、学为実習及び交外実習をそれ	五給食の軍	、尾習又は尾支りこと、	ることあるりは「実険、	とある
	_		備考		は、それぞれ一単位以上行う。	は、それぞ	司須中「第二十五条第一項こ規定す	可須中「第一	ついては、
	四 -		臨地実習	実験又は実習	栄養と健康及び栄養の指導の実験	四 栄養と健	の <u>⇒</u> 」	による授業に	習又は実技
		_	総合演習		つて代えることができる。	つて代える	<b>吻合において、実験、実</b>	例による。この場合におい	規定の例に
		四	給食経営管理論	ての単位をも	分野の教育内容につい	数は、専門	一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の	令第二十八4	一年文部省
		匹		められた単位	基礎分野の教育内容において定められた単位	三 基礎分野	人学設置基準(昭和三十	の計算方法は、よ	一 単位の計
膳設備		八			実技によるものとする。	実技による			備考
定機器、作業管理測定機器並びに冷温配	-	六		は、講義及び	基礎分野の保健体育の履修方法は、	二基礎分野			
ための施設及び設備・品質管理		六			時間」と読み替えるものとする。	十時間」と		匹	給食の運営
新聞 (注) このの 配数 文が 投情、 品質・里川				あるのは 三   野	「おおむね十五時間」とあるのは	- の」と、		一 六	
常常里の昔量が終かりに帯であるため。 終金経電日間の発生の発生を防止するため。	<i></i>	_	門分基礎栄養学	, 注 	に規定する」とあるのに「実験			: <i>/</i> \	栄養と健康
合定圣食品南巨上の宣旨の落日が方とけることに参考しためのコンヒューター標本並びに模型	_	-	7		,	算方法については、			\$10 side a
こののなど。このでは、一覧の一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、				保る単位の計	1	実懸 実習		T	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
一弋、ミンド、兵髪平田及が青根几里り上、糸服労妻月具一記・糸青別労妻月具		J	食へ物と候身	を食工学の種立り十一この場合において	美食、美爾化は美女ニュの受賞に第二項の規定の例による。この#	坦		機 能 一 ハ	5 樟
記者			ミカ・・・と		単位の計算力法に「大学設置基準第二十	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>p</u>	ŝ	) 生活
室 (隻針等に対ける食事で力等の幾号をが居)。			授坭			備老			
		<u>p</u>	ドク毛有					計画と	Ī
器具、倹査用器具、建東		<u> </u>	人本の舞告		j	-	   大阪子   大   大   大   大   大   大   大   大   大   大		
室			康	礎		給食の	350	単位数	~1
育実習		天	会・環境と健		の指導 一六	栄養の		(第九条関係)	別表第一(第
栄養教視聴覚機器及び栄養教育用食品模型				<u> </u>	栄養と健康  八	栄養し	公布の日から施行する。		この省令は、
別表第六(第十一条関係)	1							省令第一六一号)	省令第
入学定員に応じて相当数を加えた数とする。			保健体育		食品と衛生 六	食品し	(令和五年一二月二六日厚生労働	(令和五年	附則
は、この表に定める専任教員数に、その超える			外国語			機能		ができる。	用することができる。
二 入学定員がこの表に定める数を超える場合に			自然科学		の構造と八	人体	については、当分の間、これを取り繕って使	は、当分の問	紙について
る。			社会科学			野康	切にある旧様式による用	の施行の際理	<ol> <li>この省令</li> </ol>
人の場合の専任教員数から一人を減じた数とす				四	会生活と健四	専門分社会	令による改正後の様式によるものとみなす。	正後の様式に	令による改
<ul><li>入学定員が百人未満の場合には、入学定員百</li></ul>	二	四四	基礎分人文科学			_	により使用されている書類は、この省	より使用され	いう。)に

第一号様式(第一条関係)

*里錄音号						82,3,919	
●型録年月日	1					適用しない	(3 = 2)
		管理:	中美士先的中	排音			
栄養士免許 受けた都道府!				要士名员 録 器 引			
昭和 平成 年 会和	月施行第		[宋美士国宋] 理宋美士武斯		合格延書 番 号		
京 任任宗教:	上类攻炮政名				短和 不成	qs.	月中華
1 割金以上の 有・無 2 管理常要士 違反の事実及 3 出版後の本 有・無 4 世姓併記の 有・無 上配により、管 令和 本籍地部連幹師	F埋栄養士免許を 年 月	との有無。( 松に関し犯罪3 後 の有無。(有	客の場合、そ (は不正の行)	の罪、刑 ちを行った	ことの名用		Hâ.
(回報)							
電話	45.0	)					
G H T							
(氏名は、戸藤	上の文字で記入す	(3 = 61					
長 名 (田	(85)	(%)				性別	女
通称名							
短序 生年月日 安 (本) (本)	ik Is If	*	Я	в			
厚生労働大臣							
2 管理常費 名及び申車 あること。 3 該当する 4 この申封 裏面に貼る	□は、配入しない 申士団家試験(管理 申年月を記載する 5不動文字を○で 非都には、所定の 5二と。) (ささは、M4 とす	1920 美士試験) こと。また、: 囲むこと。 登録免許視に	の場合は、「	#175°4 3 in	出版後は4	作業後と読	4替えるもので

(自考)、発作の申請特等に目化文士通	· 作 月 日	宗義士帥(昭和二十二年法律第二				90 28 ±	<b>学養士名演學録等</b> 与
を下り目前するこの生く土着水品の新足り行送に ちっと親子こよ。そんと生とて記載しる。		<b>栄養士法(昭和二十二年法律第一百四十五号)により免許された栄養士であることを証明する。</b>				90 77 24	
名に死亡で記載する。		あることを証明する。	年 月 日生	ĸ	本籍地都遊屛具名 (回籍)		



第四号株式(第四	(条及び第六条関係)		
◆型 報 番 <sup>1</sup> ◆訂正書換 交付年月	ž.		収入印紙欄 (所印しないこと)
	管理常奏士名簿訂		付申請書
登録 寄号	9	登 録 昭和 平月日 会和	4 A B
変更かなじた	84		
	変 更 前	変更後(第1回)	変更後(第2回)
本 籍 地 都遊府県名 (国 籍) ふりがな			
長 名	(1016)	(旧姓)	(BM)
回姓併記の 泰 望		* * %	* * *
ii 6 4			
65 SI (IE&II. PI	男 ・ 女 等上の文字で記入するこ	男 ・ 女	
変更の理由 及び年月日			
ERELP.	管理宗養士を揮訂正・分	b許証の書換え交付	を申請します。
981	¥ Я В		
电路	(	)	
住 所	平 仮送 府県	•	
長 集		生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日 会和 新暦
厚生労働大災	10		

- 図立事業に 展 毎日 : 4年間には、巨人とかっこと。 2 回答するで展文学もCV等的に、 2 回答するで展文学もCV等のできまってのよう場合をひこと。 3 へつが着きたり、例如ので記さっているできまってのません。 と構えないが発生できまった。実施で図点とかった事者を出する事態を創 を募えながら来替せていること。 3 解析がたさらは、A4セマロこと。



●聖 録 番 号 ●再交付年月日 収入印紙欄 (所印しないこと) 登録 第 本 籍 地 都进作品名 (図 籍) 号 聲 録 昭和 平月日 会和



							URIE開 しないこと	;)	
		TERM	土田	6348	合格拉書开2	付中請書			
再交付申 の 理									
総和 平成 令和	4 81	を行策		R	· 经未完	SPAN (	F担保費:	:9490	ê
LEST.1	り、管理	常養土団	834	to de	多丝書の再交	付を申請	します。		
杂和	4	Я	В						
平 25		(		)					
4 K	Ŧ	数的							
E 9t						移			
任 作	_				548	V-st	86	я	

- 前号 1 放当する不動文字を○で囲むこと。
- 2 二の申請書には、所定の手数料に相当する収入印紙を貼ること。
- 3 用紙の大きさは、Mとすること。